

議案第 85 号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例（平成24年三田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「許可を受けた日から1年間」を「使用期間の開始日から当該年度の末日まで」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、1区画当たりの面積に応じ、次の表の右欄に掲げる額に使用期間の開始日が属する月から当該年度の末日が属する月までの月数を乗じて得た額を前納しなければならない。

1区画当たりの面積	1月当たりの使用料
15㎡	1,000円
30㎡	1,600円
60㎡	2,500円

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により2年間継続して使用した者に係る3年目以降の1月当たりの使用料は、前項の表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用期間について適用し、施行日前の許可に係る使用期間については、なお従前の例による。

3 新条例第7条第1項及び第2項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 前項の場合において、許可に係る使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、施行日前の期間の使用料は、月割りで算定する。
- 5 前項の規定により算定した施行日前の期間の使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。